

区のお知らせ

足立区役所
厚生部国民年金課
☎(882)1111

一足立区の

54年3月1日現在

人口	620,557人
拠出年金被保険者数	148,333人
拠出年金受給権者数	16,954人
福祉年金受給権者数	15,171人

国民年金特集

〒120 東京都足立区千住一丁目50

イラストは転載

“国民年金が受けられる最後の機会”



日本人の寿命がのび、高齢化社会への急激な移行が起るとともに、核家族化への進行とあいまって、将来の生活設計は、年金をぬきにしては考えられなくなっております。

あなたの老後の生活設計はどのようになっていますか？

年金は、将来の所得保障として重要な役割を持っています。

あなたは、将来年金を受けることができますか。もう一度たしかめてみましょう。

特例納付制度

国民年金では、昭和55年6月30日まで、強制加入者（過去に強制加入対象期間がある方も）の方で、時効になって納められない、過去の未納保険料（免除期間を除く）を納めることができる制度を実施しています。年金を受けるこれが最後のチャンスです。必ず年金がもらえるようにしましょう。

強制加入対象者

- (1) 日本国内に住所がある日本人（明治44年4月2日以降生まれた方で、現在20歳以上の方）
 - (2) 60歳までに最低25年以上（生年月日より10年～24年に短縮）の加入期間がある方
 - (3) 自営業、自由業、農業などの方で、厚生年金、共済組合等に加入できない方とその配偶者
 - (4) 厚生年金や共済組合等の公的年金に一時加入し、年金を受ける資格を得ないでやめた方と、その配偶者
- これら(1)～(4)に該当している方は、国民年金に必ず加入することになっています。

未加入の方は必ず加入することは勿論ですが他の公的年金の加入期間だけでは年金の受給権に結びつかない方も現在実施中の特例納付で過去の保険料を納めるとともに、60歳になるまで保険料を納め（免除期間を含む）将来年金を受けられるようにしましょう。

現在加入している方で、いろいろな事情で保険料を納め忘れたため、将来年金が受けられない方も、特例納付制度を活用し、古い未納保険料を必ず納めて年金を受けられるようにしましょう。

特例納付保険料

保険料額

未納期間1ヵ月につき 4,000円

納期限

昭和55年6月30日

年金を受けるためには、生年月日によって最低10年から25年以上の期間保険料を納めるか免除されていることが必要です。（3頁の期間等早見表参照）

たとえば、大正2年4月2日生まれで、どの年金にも加入していない方

最低期間10年×12ヵ月×4,000円＝48万円 納付しなければ年金は受けられません。

納め方 一括納付・分割納付

現在65歳以上の方で未加入の方は、すぐ加入して保険料を納めれば翌月から年金が受けられます。

特例として10年未満の期間でも年金が受けられる方

明治44年4月2日～大正5年4月1日までに生まれた方は、つぎの表の期間保険料を納めれば、年金が受けられます。

この表は昭和53年7月現在の国民年金のみです。

あなたの生年月日	最低必要期間	保険料	年金額(65歳から)
明44.4.2～明45.4.1	4年1ヵ月(49ヵ月)	196,000円	74,300円
明45.4.2～大2.4.1	5年1ヵ月(61ヵ月)	244,000円	92,500円
大2.4.2～大3.4.1	6年1ヵ月(73ヵ月)	292,000円	110,700円
大3.4.2～大5.4.1	7年1ヵ月(85ヵ月)	340,000円	129,000円

70歳になったとき、老齢福祉年金と同額198,000円(昭和53年8月現在)になります。

老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた方だけです。

明治44年4月2日以降生まれた方は、国民年金に加入し、保険料を納めるか免除されていなければ、年金は受けられません。最後の機会です必ず加入して保険料を納めましょう。（免除期間を含む）

過去の保険料を納めなくてもよい期間

強制加入者（過去に強制加入期間がある方も含む）でまだ加入していない方で、昭和36年4月以降生活保護法による生活扶助を受けていた方、また受けている方は、その期間保険料が免除になり、将来年金は½受けることができます。該当する方は、生活保護を取り扱った福祉事務所から証明書をもってから加入手続きにおいでください。

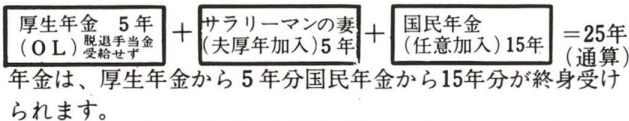
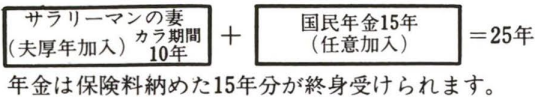
生活保護による生活扶助以外にも免除対象になる方もありますのでご相談ください。

サラリーマンの奥さんも国民年金に加入しましょう

サラリーマンの奥さんを含めて次のことに該当する方は任意加入対象者です。

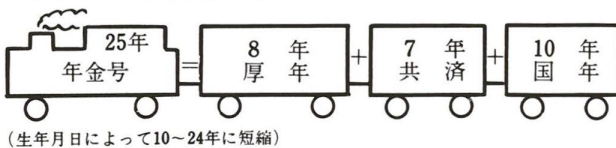
- (1) 日本国内に住所のある日本人で20歳以上59歳未満の方
- (2) 厚生年金、共済組合等の公的年金加入者の配偶者（サラリーマンの妻）
- (3) 厚生年金、共済組合等の公的年金から年金を受けている方、受けることができる方とその配偶者
- (4) 昼間部大学生

これら(1)~(4)に該当しての方は、国民年金に任意で加入できます。加入して、老後の生活設計にお備えください。



通算老齢年金制度

この制度は、仕事の関係で、いろいろな年金に加入し、一つの年金制度では期間が足りなくて、老齢年金が受けられない場合でも昭和36年4月以降の各年金の加入期間を合算し、一定の期間を満せば、それぞれの年金から通算老齢年金を受けることができる制度です。



保 険 料

保 険 料

保険料は必ず納めましょう。年金額は保険料を納めた月数で計算されます。

保険料を1か月でも納め忘れると、将来年金を受けるときに年金額が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなることもあります。ご注意ください。

保険料額

- 昭和53年4月~昭和54年3月 1ヵ月 2,730円
- 昭和54年4月~昭和55年3月 1ヵ月 3,300円

保険料は、2年を経過すると納めることができなくなります。納付書が届いたら、早めに納めましょう。

年度	未納期間	保 険 料	最終納付期限
51年度	1月~3月	1ヵ月1,400円 4,200円	54年5月1日
52年度	4月~6月	1ヵ月2,200円 6,600円	54年7月31日
52年度	7月~9月	1ヵ月2,200円 6,600円	54年10月31日
52年度	10月~12月	1ヵ月2,200円 6,600円	55年1月31日

上の表のように2年を経過すると3ヵ月毎に保険料を納めることができなくなります。

ただし、強制加入被保険者（過去に強制加入期間のある方も含みます）の方は、現在実施の特例納付制度により、昭和55年6月30日までは、古い未納保険料を1か月4,000円で納めることができます。この制度で保険料を納めることができる方は、必ず納めましょう。

付加保険料

1ヵ月 400円の付加保険料を納めることにより、割増しの年金が受けられます。受けられる年金額は付加保険料を納めた月数に200円をかけた金額です。

便利な口座振替制度をご利用ください。



保険料未納の原因は、忘れた・納付書がなくなった・納めに行くのがめんどうだ、という理由がほとんどです。口座振替制度は、電気・ガス料金等のように、あなたに代って、金融機関（郵便局を除く）があなたの預金口座から自動的に保険料を振込んでくれますので、納めに行く手間がはぶけ、納め忘れる心配がありませんので、大変便利です。

手続きは、国民年金手帳、預金通帳（ご家族の預金口座でもできます）、預金通帳に使用している印かんを持参して、金融機関（郵便局を除く）の窓口へ申し出てください。

ただし、1ヵ月納付の方は振替できません。国民年金課か出張所で納付方法を3か月以上の期間に変更の手続きをされてから、金融機関（郵便局を除く）の窓口へ申し出てください。

期 間	振 替 日
昭和54年4月~昭和54年6月	昭和54年7月16日
昭和54年7月~昭和54年9月	昭和54年10月15日
昭和54年10月~昭和54年12月	昭和55年1月16日
昭和55年1月~昭和55年3月	昭和55年4月15日

保険料が納められない方

経済的な事情・病気などで保険料が納めることが困難な方は、納めないままですと将来年金が受けられなくなります。このような時には次の手続を至急してください。

強制加入者

申請免除制度がありますので申請してください。免除に該当しますと、その期間は保険料を納めなくても将来1/2の年金を受けることができます。保険料が納められるようになったときは、免除された期間のうち10年以内のものに限って、その当時の保険料で納めることができます。







任意加入者

免除制度に該当しません。加入したまま保険料を納めないでとくと、将来年金を受けることができなくなりますから、すぐに国民年金をやめるようにしてください。経済的に保険料が納められるようになったときは、再度加入し保険料を納めてください。

★年金相談★

- 4月4日(水) 5月以降毎月第一水曜日
- 時 間 午前10時~午後3時30分
- 場 所 区役所1階相談コーナー

国民年金(拠出)の請求に必要な書類等一覧

年金の種類	説明	対象になる方		必要な書類等										受けられる年金額					
		保険料	納付済等期間	支給開始年齢	国民年金手帳	国民年金証書	認め印	世帯全員の票	戸籍抄本	銀行等通帳	預金通帳	国民年金書	診断書		厚生年金等証	被保険者証	職歴のメモ	通算対象期間書	確認通知書
	老齢年金	25~40年 (年齢により24~10年)	65歳 希望により60歳 以上から受給も 可	○	○					○									25年455,100円付加入 40年728,200円 " 824,200円 5年年金210,100円 10年年金287,100円
	通算老齢年金	1年以上 たゞし各公的年金の期 間合算25年以上 (年齢により24~10年)	同上	○	○					①○					②○		③○	各人の年金歴による。 例、国民年金保険料1年納付で 18,200円	
	障害年金	1年以上	20歳以上	○	○					○	○							1級 572,600円 2級 462,100円	
	母子年金 準母子年金	(ただし、未納がない こと)	20歳以上 子孫弟妹の年齢 が18歳未満	○	○	○				○								子孫弟妹が1人の時462,100円 " 2人の時486,100円 " 3人の時490,900円 " 1人増ごとに4,800円	
	遺児年金		18歳未満	○	○	○				○								遺児1人の時462,100円 " 2人の時486,100円	
	寡婦年金	死亡した夫の保険料納 付等 25年以上 (年齢により24~10年)	60~65歳未満	○	○	○	○	○										夫が受ける老齢年金の半額	
	未支給年金	—	死亡日までの未 払年金が生計同 一の遺族へ		○	○	○	○	④○								⑤	年金月額×未払月数	
	死亡一時金	3年以上	死亡時に生計同 一の遺族へ	○	○	○	○	④○									⑤	納付年数により23,000~52,000円	

- ① 配偶者の年金の期間を通算対象する場合、婚姻期間を確認するため。
- ② 本人又は配偶者の厚生年金、船員保険被保険者であったかを確認するため。
- ③ 各共済組合に加入していた期間を確認するため。
- ④ 住民票で死亡した受給権者と遺族との関係が確認されないとき。
- ⑤ 同一の住民票で死亡した受給権者と遺族の同居が確認されないとき。

※ 上記のうち、保険料納付済期間によっては、年金が不支給になるほか、他の保険給付がある場合は年金が支給停止になる場合もあります。

国民年金の請求は
区役所二階14番窓口で

期間・保険料・老齢年金額早見表

年金額 昭53.7現在

あなたの生年月日	60歳までに納めなければならぬ最低期間	65歳から受けられる老齢年金額	特例納付を含む保険料納付額	60歳までの納付全期間	65歳から受けられる老齢年金額	特別納付を含む保険料納付額
明44.4.2~明45.4.1	10年	287,100円	480,000円	10年	287,100円	480,000円
明45.4.2~大2.4.1	10	271,200	480,000	11	298,300	528,000
大2.4.2~大3.4.1	10	257,900	480,000	12	309,500	576,000
大3.4.2~大4.4.1	10	246,700	480,000	13	320,700	624,000
大4.4.2~大5.4.1	10	237,100	480,000	14	331,900	672,000
大5.4.2~大6.4.1	11	251,600	528,000	15	343,100	720,000
大6.4.2~大7.4.1	12	265,700	568,200	16	354,300	760,000
大7.4.2~大8.4.1	13	279,500	594,600	17	365,500	786,600
大8.4.2~大9.4.1	14	293,000	594,600+ 昭53年4月以降60歳 到達までの期間納付	18	376,700	786,600+ 昭53年4月以降60歳 到達までの期間納付
大9.4.2~大10.4.1	15	306,200	"	19	387,900	"
大10.4.2~大11.4.1	16	319,300	"	20	399,100	"
大11.4.2~大12.4.1	17	332,200	"	21	410,300	"
大12.4.2~大13.4.1	18	344,900	"	22	421,500	"
大13.4.2~大14.4.1	19	357,500	"	23	432,700	"
大14.4.2~大15.4.1	20	369,900	"	24	443,900	"
大15.4.2~昭2.4.1	21	382,300	"	25	445,100	"
昭2.4.2~昭3.4.1	22	400,500	"	26	473,300	"
昭3.4.2~昭4.4.1	23	418,700	"	27	491,500	"
昭4.4.2~昭5.4.1	24	436,900	"	28	509,700	"
昭5.4.2~昭6.4.1	25	455,100	"	29	528,000	"
昭6.4.2以降に生まれた方	25	455,100	546,600+ " (年齢が1年若くなる毎 に保険料は48,000円安く なります)	30~40	546,100~728,200	(昭和17.4.2以降の方 は年齢が1年若くなる毎 に保険料は48,000円づつ 安くなります)

保険料の計算は4月2日生れの方の昭54.3.1現在で算出してあります。

福 社 年 金

福祉年金の支給制度

この年金は、日本国内に住所がある日本人で明治44年4月1日以前に生まれた方で、70歳になったとき受けるもののほか、20歳前の重い障害がある方、保険料の納めた期間が短か

い方が、ケガや夫が死亡したとき受けられます。ただし、全額国の負担（税金）によりますので、いろいろ支給制限があります。

請求に必要な書類等一覧

説明 年金の種類	対象になる方	のぞかれる方			必要な書類等						受けられる年金額 (53年8月から)	
		自分の所得	配偶者や扶養義務者の所得	ほかの年金を受けている方	認め印	世帯全員の住民票(福祉年金用)	所得の証明書	年金証書(他の年金を受けている方)	診断書(年金用のもの)	国民年金手帳(年金に加入した方)		
老齢福祉	○明治44年4月1日以前に生まれた方が、70歳になったとき	扶養 0人 90万円以上	扶養 0人 581.3万円以上	ほかの年金 37万円以上 例・厚生年金 退職年金 普通恩給 遺族年金 など	○	○	○	○	—	—	198,000円	
障害福祉	○20歳以上の方で、20歳未満のときの障害 ○年金加入後1年未満の障害で保険料の未納がない方 ○明治44年4月1日以前に生まれた方が、70歳前に障害になったとき ④障害とは、重度(身障者手帳1~3級程度)のもの	1 125	0人 581.3万円以上	戦争公務による年金 この場合は、階級が少佐以上のとき	○	○	○	○	○	○	1級 297,600円	
		2 154	1 606.2		○	○	○	○	○	○	2級 198,000円	
		3 183	2 627.5		○	○	○	○	○	○	○	○
		4 212	3 648.8		○	○	○	○	○	○	○	○
		5 241	4 670.1		○	○	○	○	○	○	○	○
母子福祉	○年金加入後1年未満で、保険料の未納がなく、夫と死別し18歳未満の子と生活している妻	0人 193.2万円以上	4 670.1		○	○	○	○	○	○	子一人のとき 258,000円 子二人のとき 282,000円	

福祉年金の請求は区役所2階14番窓口(国民年金課給付係)です。ただし、老齢福祉年金は住民登録のある出張所でも受付できます。

国民年金の特色

- ◎年金額は物価にスライドします
年金額は、物価の変動(5%)に応じて、自動的に改訂されます。さらに、生活水準やその他の社会事情の変動に応じて改訂されるようになっていきますので将来も安心です。
- ◎保険料を納めたときは、申告すれば税金の社会保険料控除を受けることができます。
- ◎納められた保険料は、将来、年金の支払財源として積立てられています。また、その一部は、区の福祉施設等の建設資金として、融資され、今までに中部区民福祉センター外12施設を建設し区民の福祉のため役立っています。4月にオープンする東保木間2丁目27-1に建設された総合体育館の資金の一部も融資によるものです。
- ◎3年以上加入していて、最近2年間の保険料の納め忘れない方は、住宅金融公庫を通じて、住宅金融公庫の資金とあわせて、住宅の購入、新增改築資金を借りることができます。
- ◎年金を受けるようになれば、その年金を担保として小口の融資が受けられます。
- ◎国民年金保養センター
自然公園や温泉地など、景勝の地に建てられた保養施設で、国民年金の加入者や受給者の方を中心に、どなたでも利用できます。利用料金、施設は次の表のとおりですが、利用の申込みは4ヵ月~6ヵ月前から保養センターで直接受け付けていますので、手紙か電話で申込んでください。

国民年金保養センター施設一覧

名称	所在地	電話	宿泊料金 加入者:その他 交際者:
い わ な い	北海道岩内郡岩内町字野東500 〒045	(01356) 2-8841	3,300/3,600
つがな	青森県北津軽郡鶴田町大沢 〒038-35	(0173) 22-3003	2,900/3,300
の し	秋田県能代市落合字龜谷地1-11 〒016	(01855) 4-2121	2,700/3,100
が み	山形県最上郡最上町かにの又 〒999-62	(02334) 4-2311	3,200/3,500
阿 多 多 羅	福島県二本松市岳温泉 〒964	(024324) -2306	2,900/3,100
草津グリーンパークホテル	群馬県吾妻郡草津町白根 〒377-17	(027988) -3960	3,000/3,400
こ し	新潟県北魚沼郡湯之谷村津沢 〒946	(02579) 2-6111	3,100/3,500
と	富山県水見市委 〒935-04	(0766) 79-1324	2,800/3,200
の	石川県羽咋郡志雄町 〒929-14	(076729) -4181	2,900/3,200
北 湖 畔	福井県坂井郡芦原町北湖 〒910-42	(0776) 79-1124	2,700/3,000
グリーンハイム養老	岐阜県養老郡養老町小倉 〒503-12	(05843) 2-3118	3,800/3,000
翠 湖	滋賀県高島郡高島町森の浜 〒520-11	(07403) 6-1740	3,100/3,500
く ま の	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 〒649-52	(07355) 7-0633	3,000/3,400
い げ ば	鳥取県松原 〒680-14	(0857) 57-0224	3,400/3,800
湖 陵	庄 島根県霞川郡湖陵町神西 〒699-08	(0853) 43-1311	3,400/3,700
も つ	岡山県倉敷市下津井 〒711	(0864) 79-8880	3,200/3,600
源 う 平	山口県下関市火の山 〒751	(0832) 32-5900	3,100/3,500
う ら せ	愛媛県宇和島市丸徳天神 〒798	(08952) 5-3000	3,400/3,700
太 か	福岡県筑紫郡太宰府町太宰府 〒818-01	(09292) 5-5801	3,200/3,500
あ し	佐賀県神埼郡神埼町 〒842-01	(09525) 3-1188	2,800/3,000
く に さ き	熊本県芦北郡芦北町黒山井手1660-21 〒869-54	(09668) 2-5000	4月1日開設予定
青 島 太 陽 閣	大分県東国東郡国東町黒津崎 〒873-05	(09787) 2-2112	2,900/3,300
垂水温泉ホテル	宮崎県青島 〒889-22	(09856) 5-1531	3,200/3,500
	鹿児島県垂水市錦江町 〒891-21	(09943) 2-1531	3,100/3,500

なお、今年は国民年金20周年記念事業として、この保養センターを利用する「国民年金がい旅行」が昭和54年5月頃~12月の間行なわれます。
くわしくは 日本交通公社 団体顧客部 営業三課
住所 〒100 千代田区丸の内1-6-4 ☎(284)7924 東急観光KK 営業推進部
住所 〒150 渋谷区1-16-14 渋谷地下鉄ビル9階 ☎(407)4044

国民年金課あない(区役所二階)

- 国民年金に関することはどんなことでもお気軽に
- 年金にはいる方、やめる方、年金の資格についての届
- 適用係窓口16番 内線 386~388
- 年金のかけ金を納める方、納付書を紛失したとき
- 検認係窓口13番 内線 396~399
- 年金のかけ金の免除を申請する方
- 記録係 窓口15番 内線 394~395
- 年金を請求する方
- 給付係 窓口14番 内線 390・392~393